

令和二年第三回藤崎町議会臨時会会議録

一、開会日時 令和二年十一月三十日 午前九時五十八分

一、開会場所 藤崎町議会議場

一、閉会日時 令和二年十一月三十日 午前十時十七分

一、出席及び欠席議員の氏名

別紙のとおり

一、職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 藤 田 伸 主 幹 佐 藤 健

一、地方自治法第二百一十一条第一項の規定により説明のため出席した者の職氏名

町 長 平 田 博 幸 副 町 長 五 十 嵐 晋
総務課長選管事務局長併任 兵 藤 範 明 財 政 課 長 三 上 孝 之
福 祉 課 長 久 保 田 整

一、議事日程

別紙のとおり

一、会議に付した事件

一、会議録署名者指名

一、会期の決定

一、諸般の報告

一、町長提案理由説明

一、発議第 三 号 藤崎町議会議員の議員報酬及び費用弁償の額等並びにその支給条例の一部を改正する条例案

一、報告第 十五号 専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和二年度藤崎町一般会計補正予算（第六回））

一、議案第 七十七号 藤崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

一、議案第 七十八号 藤崎町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案

一、議事の経過

別紙のとおり

別 紙

議事の経過

第一日 令和二年十一月三十日 開会 午前九時五十八分

○議長（小野稔君）

ただ今の出席議員数は、十四名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から令和二年第三回藤崎町議会臨時会を開会いたします。

これから、本日の会議を開きます。

日程第一、会議録署名者の指名を行います。会議規則第二百二十二条の規定により会議録署名者は、

九番 吉村忠男 議員

十番 相馬勝治 議員

十一番 横山哲英 議員を指名いたします。

日程第二、会期の決定を議題といたします。

本臨時会の会期及び会期日程については、議会運営委員会で審議いたしましたので、議会運営委員長から報告を求めます。

議会運営委員長 奈良完治議員。

[議会運営委員長 奈良完治君 登壇]

○議会運営委員長（奈良完治君）

おはようございます。

ただ今から議会運営委員会で審議いたしました結果をご報告申し上げます。

去る十一月二十七日、午前十時から中会議室において、地方自治法第百九条第三項第一号の所管事務調査のため議会運営委員会を開催し、令和二年第三回藤崎町議会臨時会の会期及び会期日程について各委員の意見を十分尊重のうえ、慎重に審議いたしましたところ、会期は本日一日とし、会期日程についてはお手元に配布しておりますとおり、

開会・会議録署名者指名・会期の決定・諸般の報告・町長提案理由説明・議案審議・採決・閉会

以上のように、議会運営委員会で決定いたしましたことをご報告申し上げます。

○議長（小野稔君）

お諮りいたします。

ただ今、議会運営委員長から報告がありましたとおり、本臨時会の会期は本日一日とし、お手元に配布しております日程表のとおりにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小野稔君）

異議なしと認めます。

よって、議会運営委員長の報告のとおり、会期は本日一日とし、お手元に配布しております日程表のとおり決定いたしました。

○議長（小野稔君）

日程第三、諸般の報告を行います。

議案等の受理事項については朗読を省略し、お手元に配布しております印刷物によりご了承願います。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（小野稔君）

日程第四、報告第十五号、議案第七十七号から議案第七十八号を一括上程し、町長から提案理由の説明を求めます。

平田博幸町長。

[町長 平田博幸君 登壇]

○町長（平田博幸君）

（提案理由の説明 別紙のとおり）

○議長（小野稔君）

日程第五、発議第三号藤崎町議会議員の議員報酬及び費用弁償の額等並びその支給条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

お諮りします。

発議第三号は、趣旨説明、質疑及び討論を省略し、ただちに採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野稔君）

異議なしと認めます。

これから発議第三号を採決します。

発議第三号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。

よって、発議第三号は原案のとおり可決されました。

○議長（小野稔君）

日程第六、報告第十五号専決処分した事項の報告及び承認を求めるの件（令和二年度藤崎町一般会計補正予算（第六回））を議題といたします。

これから質疑を行います。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

専決処分した事項の報告第十五号についてですけれども、インフルエンザの予防接種について、今年度限りにおいて、対象者を拡充することについては、評価しているところでございます。

具体的な内容について、担当者でもよろしいので、お聞きしたいのですが、心臓病だとか障がいを持っている人も対象となって、軽減措置を講じたと、説明、連絡を受けているのですけれども、具体的に説明をしていただけたらと思います。

○福祉課長（久保田整君）

お答えいたします。

今回の拡充の中で、子ども、そして感染することで重症化が予想される方という意味で、妊娠をされている方と障がい者を位置づけしたものでございます。障がい者の内訳と申しますか、具体的な内容を申し上げますと、心臓、腎臓、呼吸器、免疫機能の障がいをお持ちの方で、身体障害者手帳の一級相当に当たるものとなります。実際にその一級に当たる方はもちろん、区分によっては二級でも一級相当となるようなものもございますので、そういう方も含めてございます。

今回拡充したものは、十九歳から五十九歳までの年齢範囲でございまして、対象となる方は二十名ほどとなっております。ちなみに、それ以上の六十歳を超える障がいをお持ちの方、今の同じ区分をお持ちの方については、従来から実施している高齢者のインフルエンザ助成事業の対象としてございます。

以上でございます。

○議長（小野稔君）

ほかに質疑ありませんか。浅利議員。

○十三番（浅利直志君）

インフルエンザと新型コロナウイルスの同時流行が懸念されますし、是非それらを乗り切って、年度末、そして来年度を迎えたいものだと思っております。

それで町長の開会に当たってのあいさつに関連して、お聞きいたします。幸い陰性であったものの皆さまに多大なご心配をお掛けすることとなり、この場をお借りいたしまして改めてお詫びを申し上げます。というふうに文章上はなっておるんですけれども、お詫びをするということの真意と言いますか、お詫びまでする必要はないのではないかと私は思っているんですけれども、その内容についてお聞きいたします。

○議長（小野稔君）

浅利議員。今の質問に対して町長が拒否すれば、これはなしとしますけれど、町長どうしますか。

平田博幸町長。

○町長（平田博幸君）

まずは、詳細についてご存じない議員も町民の皆さんもいらっしゃるかと思いますので、私自身から、若干かみ砕いて、議長のお許しも得ましたので、関連という形でお詫びの内容を説明したいと思っております。

実業の同窓で、十月十日の誕生日の恩師がおりまして、八十三歳と八十二歳ですが、高齢にも関わらず非常にお元気で、お二人を囲んで、同窓のいわゆる学校出身の市会議員、町会議員、村会議員が毎年十四・五年前から二人を励ます集いということですずっとやってきました。今回も十月十日、城東のお寿司屋さんで一次会、二次会はクラスターが発生した飲食店でということになりました。やむを得なく行ったいきさつは、ご察しいただきたいと思います。

私は首長の立場でありながら、同窓の中堅で大先輩がいっぱいおりまして、二次会の要請を受けたので、予約させていただきました。ただ、その後クラスターが発生して、十五日に弘前市立病院でPCR検査を

させていただいて、院長先生を初め、看護師さんには、丁寧に対応していただきました。

翌朝、陰性の通知がありましたけれども、私は十一人行った中で、一番最初にPCR検査をした一人でありまして、その後四日くらい掛かって、あとの十人が検査しましたけれども、四名の方に陽性反応が出たということで、県から二週間ほどは、人と接するなど指導もありまして、やむを得ず自宅謹慎という形で、二週間役場登庁が残念ながら、できませんでした。

その間は、多くの町民にご心配を掛けていることですし、関係者の一人としてお詫びしなくてはならないということで、冒頭お詫び申し上げた次第であります。以上であります。

○議長（小野稔君）

ほかに質疑ありませんか。（「なし」の声あり）これで質疑を終結します。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、報告第十五号を採決します。

本報告は、これを承認することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野稔君）

異議なしと認めます。よって、報告第十五号は承認することに決定いたしました。

日程第七、議案第七十七号藤崎町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、議案第七十七号を採決します。

議案第七十七号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十七号は、原案のとおり可決されました。

日程第八、議案第七十八号藤崎町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例案を議題とします。

これから質疑を行います。（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

これから討論を行います。（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これから、議案第七十八号を採決します。

議案第七十八号は、原案のとおり決することに、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（小野稔君）

異議なしと認めます。よって、議案第七十八号は、原案のとおり可決されました。

これをもって、本臨時会の会議に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。

これにて本日の会議を閉じます。

よって、令和二年第三回藤崎町議会臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

散会 午前十時十七分

地方自治法第二百二十三条第二項の規定により、ここに署名する。

議 長 小 野 稔

署名議員 吉 村 忠 男

署名議員 相 馬 勝 治

署名議員 横 山 哲 英